官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境四）　二
〔法規的告示〕
○標準旅行業約款の一部を改正する告示（消費者庁・観光庁一）　二
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件（法務一七）　三
○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項の規定に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件（文部科学四一）　三
○令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件（農林水産三〇四）　三
○農業保険法施行規則第九十一条第三項の規定に基づき、令和八年産の麦に係る組合員等が増加する共済金額に対する共済掛金を支払う期日を定める件（同三〇五）　三
○令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件（同三〇六）　三
〔その他告示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八四）　三
○保安林の指定をする件（農林水産三〇七～三一四）　四
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（同三一五）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通三四三）　六
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同三四四）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三四五、三四六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局六四、六五）　八
○都市計画に関する件（四国地方整備局八～一一）　八
○都市計画に関する件（九州地方整備局二四、二五）　八
〔人事異動〕
最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中国運輸局最低賃金公示二）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三七～三九）　九
日本国に帰化を許可する件（同四〇）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁　九
特定保険募集人の所在の確知等、鉄道財団用紙閉鎖、軌道財団用紙閉鎖、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　九
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○環境省令第四号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

環境大臣　石原　宏高

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第三号イ中「第十条の三」とあるのは「第十条の三第一項」とする。

附　則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○消費者庁・観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

消費者庁長官　堀井奈津子

観光庁長官　村田　茂樹

標準旅行業約款の一部を改正する告示

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙 特別補償規程 （通院見舞金の支払い） **第九条**　当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診又はオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二　（略） 2～5　（略）	別紙 特別補償規程 （通院見舞金の支払い） **第九条**　当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二　（略） 2～5　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省告示第十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［第一～第四　略］ 第五　在留期間の更新及び在留資格の変更の手続 一　インドネシア人看護師候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて五年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［略］ 二　インドネシア人介護福祉士候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて五年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［略］ ［三・四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［第一～第四　同上］ 第五　在留期間の更新及び在留資格の変更の手続 一　インドネシア人看護師候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて三年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［同上］ 二　インドネシア人介護福祉士候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて四年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［同上］ ［三・四　同上］

附　則

1　この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。

2　この告示の施行の日前にインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者となった者の在留期間の更新の手続については、この告示による改正後の経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針第五の一又は二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項の登録施設利用促進機関の代表者の氏名並びに同条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月九日　　文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇三号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人高度情報科学技術研究機構

三　変更事項

変更事項	変更後	変更年月日
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　田島　保英	令和二年六月二十三日
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸センター 兵庫県神戸市中央区港島南町七丁目一番二十六号	平成二十九年九月四日

○農林水産省告示第三百四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和七年八月十四日農林水産省告示第千二百四号（令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第三項の規定に基づき、令和八年産の麦に係る組合員等が増加する共済金額に対する共済掛金を支払う期日を次のように定める。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

農業保険法施行規則第九十一条第三項の農林水産大臣が定める日は、令和八年三月三十一日とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年十月十四日農林水産省告示第千五百二十九号（令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第八十四号

令和八年二月四日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年三月九日　　外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百十六億三千四百八十三万円（二一、六三四、八三〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、首都圏鉄道三号線改修計画（第三期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。

2(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供されることとなる前記の借款契約によって規律される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととする。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　(1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税その他同様の賦課金の整理又は支払について責任を負う。

8　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用を共同で随時検討し、並びに借款の効果的な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月四日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月四日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也閣下

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市古関町字川野二九九四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川野二九九四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町小倉字牛久保二八〇四の一七、二八〇四の五一（次の図に示す部分に限る。）、字甲ノ下二八〇八の二二、字西ノ平二八〇九の四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛久保二八〇四の一七・二八〇四の五一・字甲ノ下二八〇八の二二・字西ノ平二八〇九の四六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町田上字松野二八〇、二八四、二八五、三〇六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松野二八〇・二八四・二八五・三〇六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字白木字南迫一八三三から一八三九まで、一八四一、一八四二、一八四四、一八四五の三、一八四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南迫一八四五の三・一八四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字女島字椛谷二二二四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字椛谷二二二四の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡湯前町字下町杭三六八一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下町杭三六八一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び湯前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙字線香山一七二〇の八、一七二〇の九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十五号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のように定める。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定七―六	スギ東育新県二―五五二	すぎ	山形県東根市神町南二丁目一番一号	四	国立研究開発法人森林研究・整備機構　茨城県つくば市松の里一番地
特定七―七	カラマツ東育二―六九	からまつ	岩手県滝沢市大崎九五番地	三	国立研究開発法人森林研究・整備機構　茨城県つくば市松の里一番地
特定七―八	カラマツ東育二―七〇	〃	新潟県村上市鵜渡路字八幡二四〇一番一	〃	新潟県新潟市中央区新光町四番地一

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畑二四一七・二四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四二〇、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字壹町畑二四一七、二四二〇、二四二一、字姥ヶ平三一九三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百四十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番七八から同県和賀郡西和賀町川尻四〇地割九八番一一二まで	令和八年三月十日〇時

○国土交通省告示第三百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う一般社団法人日本海事検定協会加古川事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地の削除

名称	所在地
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地

㈡　廃止年月日　令和八年四月一日

○国土交通省告示第三百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5753号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ―5930ＲＳ型	高階救命器具株式会社	保護布の仕様の追加

○国土交通省告示第三百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月九日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4969号	膨脹式救命いかだ	ＲＦＤ―Ｔｏｙｏ　ＴＲＳ　15Ｔ	ＲＦＤ　Ｌｉｍｉｔｅｄ	キャノピー灯及び室内灯の仕様を変更

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで	前	八八・七〇～九七・七二メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	九〇・五六～九九・六五メートル	〇・〇四〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤沢市城南五丁目一二八〇番から同市城南五丁目一二五〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○四国地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　高知広域都市計画道路事業三・四・十六号はりまや町一宮線

三　事業施行期間　自令和八年三月九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　高知県高知市薊野東町並びに一宮南町一丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　高知県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年四国地方整備局告示第十五号高知広域都市計画道路事業三・四・三十二号朝倉駅針木線及び三・三・二号下知伊野線

三　事業施行期間　自令和六年二月十五日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和六年四国地方整備局告示第十五号の事業地に朝倉字八幡及び朝倉本町二丁目を加える。

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和六年四国地方整備局告示第四十四号新居浜都市計画道路事業三・四・二十号宇高西筋線
三　事業施行期間　自令和六年七月十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第四号松山広域都市計画道路事業三・二・二十四号松山駅西口南江戸線及び三・三・十二号松山環状線
三　事業施行期間　自平成二十九年一月十六日至令和九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　熊本県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十八年建設省告示第六百五十六号熊本都市計画下水道事業熊本北部流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十八年三月十六日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年九州地方整備局告示第十三号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・二・百十号滑石町線（大神宮工区）
三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十七日至令和九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事
関口　恒

東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局広報課付を命ずる（三月三日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
善　功企

正五位に叙する（各通）
秋本登志嗣
打木　貞雄
関口　忠太
金子　修一

従五位に叙する（各通）
小澤　正方
菅野　鉄雄
工藤　博行
藤原　達之
松崎　公男

正六位に叙する（各通）
市川　菊治
國里　威夫
長尾　金吾
服部　洋昭
宮崎　幸治
渡辺　惠

従六位に叙する（各通）
佐々木信夫
堀　信行
村藤　善次
菅澤　武志
齋藤　精二
涌井　臣示
尾田　喜昭
河野　訓三
野間　利一
稲垣　修
加茂　徳夫
木村　正已
坂本　全人
玉憲　正幸
堀江　昭八
森
佐藤　秀夫
藤村　輝雄

正六位に叙する（以上一月二十九日）
阿部　金義

従五位に叙する（各通）
小原　馨
嶋田　環
一宮　嘉孝
樺澤　哲夫
木下　茂
（稲沢市議会議員）
児玉　忠
高木　敏雄
堀江　昭八
（各通）

正七位に叙する（各通）
木村　喜信
銭谷　守雄
濱田　功
横田　一二
小椋　慶一
河原　良二
平賀　文人
藤原　道広
畠山　忠重
庄野　凱夫
市橋　光宏
長谷川一美
佐々木忠一
三春　佳昭
樽木　昭
山原　巧
大石　隆
菅野　正
木村　幸弘
逆井　孝十
土屋　工吉

従七位に叙する（以上一月三十日）
中村　亘男
山本　末之
牧村　順市

従四位に叙する
神田　芳男

正五位に叙する
谷口　友見

従五位に叙する（各通）
関根　椿
久治　正已
井上　洋平
加藤　恭二
（群馬県警察部補）
倉間　元樹
滝本　晴由
松本仙太郎
吉田　浅夫
鎌内　勲
仲山　勝司
東　陽一
伊地知正盛
（大阪大学名誉教授）
（宮崎大学名誉教授）
清水　庄平
玉手　直人
伊藤　博
上田　顯
中屋　久長
長谷川　巖
宮尾　孝章
森下　節夫
井本　節
天生目明男
佐用　孝士
清水　神男
瀧口　幸男
南部　正秀
林　健一
福島　知武
阿部　彦人
（警視庁警部補）
柴田　勤
永冨　信吉
加用　英樹
高木　清
平川武士勝
久保　行義
須貝　光雄
野中　一二
川野　忠
貫洞真由美
芝原　襄爾

正六位に叙する
尾島　健雄
清水　清

正七位に叙する（各通）（以上二月二日）
藤井　昭広

従七位に叙する（各通）（以上二月一日）
勝野　芳人

従六位に叙する（各通）（二月三日）
浅野眞智子
濱上　貢

正四位に叙する
（財務事務官）
従六位に叙する
　成瀬　守重
従七位に叙する（以上二月四日）
大坪　一也　佐藤　幸彦
正七位に叙する（各通）（二月五日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（各通）（一月二十九日）
（稲沢市議会議員）
旭日双光章を授ける（一月三十日）
　岡野　明　小倉　慶治
　砂山　榮三　善澄　満
　木村　喜信
　土屋　工吉
旭日双光章を授ける
　塚本　孝明　藤沢　一實
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月三十一日）
　野中　一二
旭日双光章を授ける（二月一日）
　善　功企
瑞宝小綬章を授ける
　服部　洋昭　米田　有三
瑞宝双光章を授ける（各通）
　工藤　博行　宮崎　幸治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
　青木　博之　小椋　慶一
　木村　正已　児玉　忠　河原　良二
　涌井　臣示　野間　利一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　佐藤　誠志　東田　玉憲　濱田　功
　平賀　文人　堀江　昭八
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
　神田　芳男
瑞宝小綬章を授ける
　安孫子政一　倉間　元樹　坂口　勝
　椿　正已　三春　佳昭　山原　巧
瑞宝双光章を授ける（各通）
　伊地知正盛　菅野　正
（群馬県警察部補）
　木村　幸弘
　牧村　順市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十一日）
（大阪大学名誉教授）　中村　亘男
（宮崎大学名誉教授）　山本　末之
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　上田　顯　加用　英樹　玉手　直人
　長谷川　巖　林　健一　平川武士勝
　宮尾　孝章
瑞宝双光章を授ける（各通）
　阿部　彦人　大杉　義和　沖津喜久治
　小嶋　光男　芝原　襄爾　南部　正秀
　橋本　重信　藤田　晴司　藤谷　光夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月一日）
　浅野眞智子
瑞宝双光章を授ける（二月三日）
（財務事務官）　中村　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
　宮本　正志
瑞宝単光章を授ける（以上二月四日）
　梶原　壽利
　大坪　一也　佐藤　幸彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（二月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガーナの独立記念日につき、三月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月９日

中国運輸局長　金子　修久

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「269,700円」を「280,700円」に、「253,150円」を「264,150円」に、「211,100円」を「222,100円」に、「201,700円」を「212,700円」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,450円」を「273,250円」に、「196,800円」を「207,800円」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に、「196,000円」を「206,700円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月８日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

鉄道財団用紙閉鎖の公告

神戸市中央区港島六丁目６番地の１、神戸新交通株式会社所有の南公園・ポートターミナル間鉄道財団（鉄道抵当原簿第625号）及び南魚崎・アイランド北口間鉄道財団（鉄道抵当原簿第631号）について、令和８年２月９日その用紙を閉鎖したので、鉄道抵当法第36条第２項の規定により公告する。

令和８年３月９日　　国土交通省

軌道財団用紙閉鎖の公告

神戸市中央区港島六丁目６番地の１、神戸新交通株式会社所有の三宮・ポートターミナル間、中公園・南公園軌道財団（軌道抵当原簿第196号）及び住吉・南魚崎間、アイランド北口・マリンパーク間軌道財団（軌道抵当原簿第201号）について、令和８年２月９日その用紙を閉鎖したので、軌道ノ抵当ニ関スル法律第１条において準用する鉄道抵当法第36条第２項の規定により公告する。

令和８年３月９日　　国土交通省

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月９日

広島西税務署長　高木　俊之

届出した者	Satyam-Venture　Engineering Services Private Limited
事務所等の名称	Satyam-Venture　Engineering Services Private Limited
事務所等の所在地	広島県広島市中区広瀬北町３番11号
責任者の氏名	プラバルティ・ベンカタ・クリシュナクマール
証明書の有効期限	令和10年９月７日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５４号
東京都町田市南成瀬１丁目２番１号
清算株式会社　株式会社ＳＯＰＩＣ
１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２７号
埼玉県上尾市大字領家57番地１
清算株式会社　株式会社北上尾商事
代表清算人　御山　義明
１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権（協定債権にかかる利息及び遅延損害金を含む）の債務を全額免除する。
２　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２０７７号
東京都葛飾区東新小岩４丁目16番12号
清算株式会社　高千穂急送株式会社
代表清算人　鶴田　琴美（江尻琴美）
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　第１回弁済
⑴　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、第１回弁済を行う。各協定債権者への弁済額は、第１回弁済実施の日までに換価した資産の代金から必要な費用を控除した残額（以下「第１回弁済原資」という。）を、別紙記載の各協定債権の元本額の割合（小数点第３位以下四捨五入。以下同じ。）に応じて按分した額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）とする。
⑵　清算株式会社は、第１回弁済実施の日までに換価可能な資産の全ての換価を終了する予定であり、これを第１回の弁済に充当するため、第２回弁済は予定されていない。
⑶　第１回弁済原資がゼロ円の場合、第１回の弁済は実施されない。この場合、清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権者に対し弁済不実施の通知を行う。
２　残債務の免除
協定債権者は、第１回弁済を受けたとき又は清算株式会社が前項⑶の弁済不実施の通知を発信したときに、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第１回弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本額の割合に応じて按分した額を弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９４号

東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　妻神工業株式会社
代表清算人　天間　敏幸

1　決定年月日　令和８年２月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
⑴　「清算株式会社」とは、妻神工業株式会社を意味する。
⑵　「協定債権者」とは、別紙「協定債権弁済計画表」の「対象債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
⑶　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定の確定日を意味する。
2　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
第２　個別条項
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、認可決定確定日から１か月以内に、協定債権額の5.89390723394003％の金員を弁済する。
2　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、認可決定確定日に、協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び未払の利息・損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０号

岡山県備前市西片上1293番地
清算株式会社　株式会社ＦＵＤ
代表清算人　マクドナルド吉延洋子

1　決定年月日　令和８年２月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙債権者（議決権額）一覧表の協定債権者に対し、別紙債権者（議決権額）一覧表の金額欄に記載された債務及びこれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
2　各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権及びこれに対する利息・損害金を全て免除する。
3　前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第４号

長崎県佐世保市木原町1897番地１
清算株式会社　株式会社日本窯業工芸
代表清算人　横石　次郎

1　決定年月日　令和８年２月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、特別清算開始決定日の前日の残存資産総額から、清算事務完了までに発生する清算費用（公租公課、登記費用、税務申告費用及び振込手数料等）を控除した結果残余金額が存在する場合、当該残余金額を各協定債権者の確定債権額に応じて按分した金員（一円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたとき、または第１項に基づく残余金額が生じないことが確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたとき、または第１項に基づく残余金額が生じないことが確定したときは、保証人横石次郎氏に対し、同氏が保有する資産の全てを残存資産とし、その保証債務を全部免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権（非保全債権のみ）の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

長崎地方裁判所佐世保支部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の総代会の決議は令和八年二月二十六日に、乙の総会の決議は同年同月二十日に、それぞれ終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、直近の最終貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年三月九日

北海道北斗市本町一丁目一番一号

（甲）はこだて広域森林組合

代表理事組合長　月館　久治

北海道亀田郡七飯町本町六丁目一番一号

（乙）七飯町森林組合

代表理事組合長　小田切清志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一三〇頁（号外第三十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一五四頁（号外第三十六号）

令和八年三月九日

栃木県佐野市町谷町二九四五番地

（甲）正田フーズ株式会社

代表取締役　渡邉　秀明

埼玉県熊谷市妻沼三七二番地の一

（乙）きんまる星醤油株式会社

代表取締役　我妻　健治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sotetsu-kigyo.co.jp/company/kessan

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　六十八頁（号外第一五〇号）

令和八年三月九日

横浜市西区北幸二丁目九番一四号

（甲）相鉄企業株式会社

取締役社長　齊藤　淳

横浜市西区南幸二丁目一番二二号

（乙）第一相美株式会社

取締役社長　齊藤　淳

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年二月十三日付で兵庫県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

兵庫県西宮市高松町四番八号の三〇二

（甲）医療法人社団ＥＭＩＦＵＬＬ

理事長　木内　千曉

兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一―三〇二

（乙）医療法人社団ＥＭＩＦＵＬＬ

理事長　松尾　太郎

大阪府吹田市片山町一丁目四番一五号

（丙）医療法人小憩会

理事長　松尾　太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のレーザ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　九十二頁（号外第二三九号）

令和八年三月九日

京都市南区久世築山町二〇四番地一

（甲）ＮＩＴＴＯＫＵ　ＫＹＯＴＯ株式会社

代表取締役　飯野　将

京都市南区久世築山町一四〇番地

（乙）株式会社片岡製作所

代表取締役　西　則男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳｏｌＡｓｓｅｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

群馬県高崎市飯塚町一七七六番地六

合同会社ノナ

代表社員　齋藤　喜尋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

埼玉県さいたま市南区別所三丁目一六番地一一埼玉ビル四〇三号室

合同会社正南通商

代表社員　黄　正南

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

東京都新宿区西新宿七丁目一番七号

合同会社ＴＪＣ

代表社員　石井　健椰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｋａｆｋａｉ　Ｇｉｋｅｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階

合同会社ＬａＬｏｋａ　Ｌａｂｓ

代表社員　イクバルアバドゥラ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十日であり組織変更後の商号は株式会社ＧＲＯＯＶＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

兵庫県神戸市中央区八雲通五―五―一六

合同会社アスカグラフィックス

代表社員　濱崎明日香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社徳田土木設計とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

沖縄県うるま市字喜屋武一九番地の一

合資会社徳田土木設計事務所

代表社員　徳田　泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月九日

沖縄県国頭郡本部町崎本部二六五

合同会社アクアマリンアンティーナ

代表社員　崎代　寿美

効力発生日変更公告

当社は、令和八年三月十日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月九日

大阪市東淀川区瑞光二丁目一一番一一号

Ｅｉｇｈｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　舘森　清一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/145539l/announces

令和八年三月九日

愛知県江南市後飛保町新開二五番地アンクレージュ一〇七　株式会社エゴイスト

代表取締役　浅岡　直也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億七千二百六十六万三千七百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月九日

北海道紋別市元紋別六番地の一

ノーザンホールディングス株式会社

代表取締役　大川　智洋

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月十五日を効力発生日とする町野建設株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　一七六頁（号外第三十九号）

令和八年三月九日

山形県東田川郡三川町大字成田新田字前田元三四二番地

庄内スマートエナジー株式会社

代表取締役　町野　昌弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一億七千八百万円減少し、それぞれ九千万円、一億二千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　九十頁（号外第四十二号）

令和八年三月九日

東京都港区南青山五丁目四番三〇号

株式会社実業之日本総合研究所

代表取締役　坂本　康治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千四百五十四万三千円、資本準備金の額を七千三百十一万三千四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tacoms-inc.com/publicnotice

令和八年三月九日

東京都目黒区中目黒一丁目一番七一号

株式会社ｔａｃｏｍｓ

代表取締役　宮本　晴太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八百一万三千七百八十五円、資本準備金の額を二億八千八百一万三千七百八十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十六頁（号外第一八九号）

令和八年三月九日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

ニューオータニガーデンコート九階

株式会社かなでホールディングス

代表取締役　塩澤　俊一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日開催予定の定時株主総会において権利を行使すべき株主の確定を行うため、令和八年三月二十四日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使する事ができる株主といたします。

令和八年三月九日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号

株式会社エムピーキッチンホールディングス

代表取締役　鹿中　一志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目四番三号

三笠産業株式会社

代表取締役　京谷　弘也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月三十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

愛知県名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

ＮＨＫ名古屋放送センタービル一六階

株式会社ウェイストボックス

代表取締役　鈴木修一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月九日

大阪市中央区道修町二丁目二番八号

住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社

代表取締役　守屋　元晴

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月九日

富山県氷見市柳田一三二〇番地

氷見生コン株式会社

代表取締役　酒井　基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月九日

岡山県倉敷市水島川崎通一丁目四番三号

株式会社水島臨海サービス

代表取締役　中田　一宏

訂正公告

令和八年二月二十四日（号外第三十七号）掲載の解散公告中、住所「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地」とあるは「福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地の一二」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月九日

福島県南相馬市原町区中太田字天狗田一二〇番地の一二

株式会社ふるさと

代表清算人　櫻井　雄志

正　誤

令和八年三月六日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

ページ	段	行	誤	正
二七	上		二鹿児島県薩摩川内市久見崎町字小平千七百五十八番地一	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山千七百六十五番地三
〃	〃		三鹿児島県薩摩	鹿児島県薩摩

平成二十八年五月二十三日（号外第百十二号）国家公安委員会告示第十八号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件）（原稿誤り）

一一三	二一	須江	須恵
〃	〃	二二	

令和八年二月二日掲載の山口家庭裁判所船木出張所に係る令和七年（家）第三〇一九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）

一一三	二三	301	301号